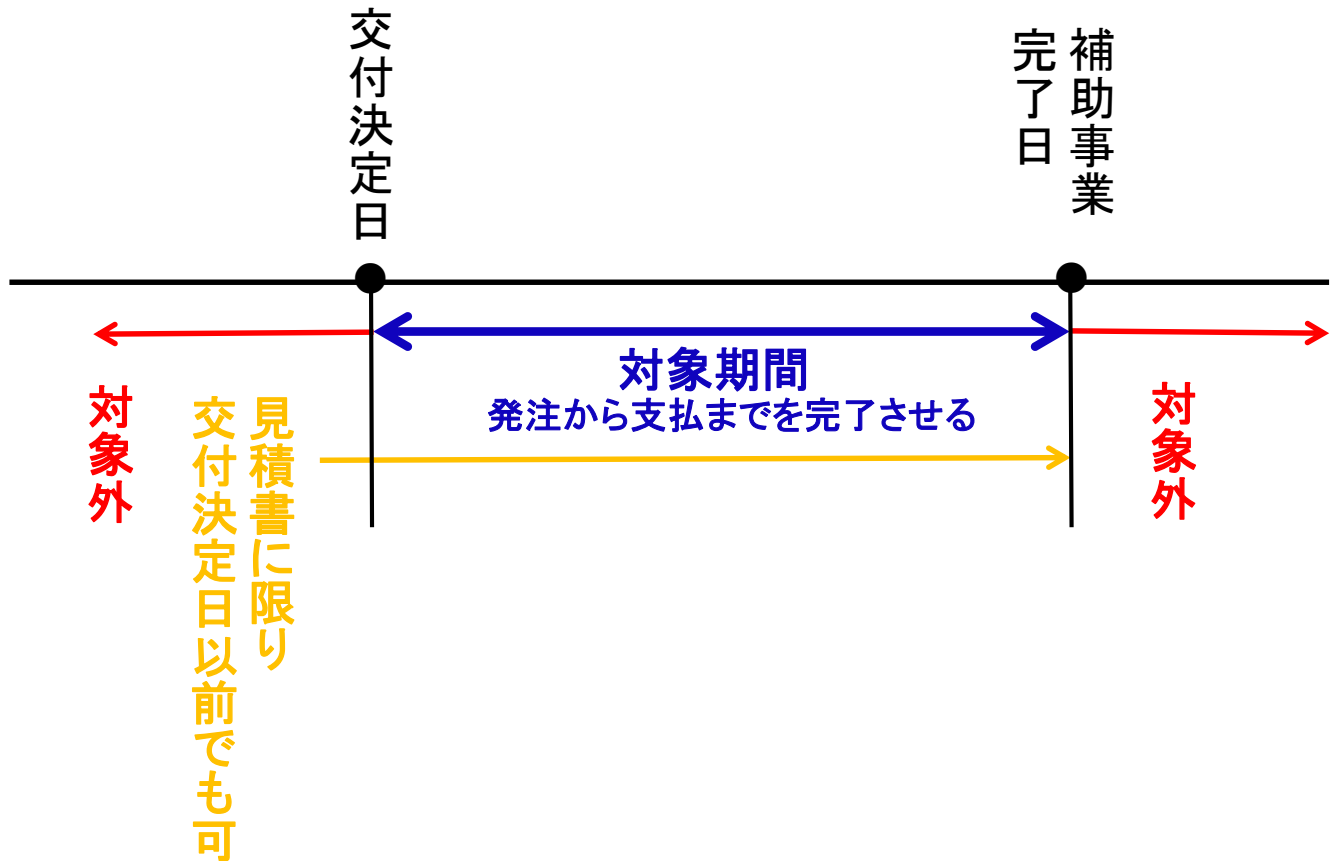


補助経費の対象期間について

「交付決定日」から「補助事業完了日」迄に発注から支払まで完了したものが対象となります。

ただし、見積書に関しては交付決定日以前でも構いません。



- ・やむを得ない理由で、補助事業完了日を過ぎてから支払が発生する場合、事前に事務局にご連絡ください。

(※事前連絡があった場合でも、事業期間中に支払いが完了しなかった事に相当の事由がない場合は補助対象外となります。)

- ・支払いが令和4年2月25日を過ぎるものは、いかなる理由であっても全て対象外となります。(補助事業完了日が令和4年3月15日迄の団体は令和4年3月18日まで)